

平成28年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	那波 哲也
教育文化部長	田中 幸治
会計管理者兼 会計課長	浅野 薫夫
総務課長	足立 篤隆
企画課長	堀 仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島 直樹
書記	朝日 純子
主事	仙石 直城

1. 議事日程（第1号）

平成28年12月5日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第60号議案 専決処分の承認について
- 日程第5 第61号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 日程第6 第62号議案 笠松町農業委員会委員の定数を定める条例について
- 日程第7 第63号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第64号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第65号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第66号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 第67号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第68号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第69号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

- 日程第14 第70号議案 岐阜羽島衛生施設組合理約の変更に関する協議について
- 日程第15 第71号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 第72号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 第73号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 第74号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 第75号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

開会 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成28年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美議員

8番 安田敏雄議員

日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より、平成28年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、平成28年11月9日に第60回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、17項目の一般決議及び5項目の特別決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

なお、当大会には正・副議長が出席されました。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事の請負契約の締結であります。新学校給食センターの用地の造成工事が1件と円城寺処理分区の16工区の管渠埋設工事が1件、そして下水道工事で

この円城寺16工区に伴う配水管や配水補助管布設及び布設がえ工事1件の3件であります、この契約金額や契約の相手方、工事内容等、詳細につきましては、皆さんのお手元の議案資料をお目通しいただきたいと思ひます。

また、平成27年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書と平成27年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書、以上の2件につきましては、岐南町及び羽島市より報告をされましたので、お手元に配付をさせていただきました。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承願ひます。

日程第4 第60号議案から日程第19 第75号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第4、第60号議案から日程第19、第75号議案までの16議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第60号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求めると。平成28年12月5日提出。笠松町長 広江正明。

記1. 平成28年11月28日専決。平成28年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）。

次に、6ページをお開きください。

第61号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について。

羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

第62号議案 笠松町農業委員会委員の定数を定める条例について。

笠松町農業委員会委員の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

第63号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年笠松町条例第5号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

第64号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和46年笠松町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

第65号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

次に、26ページをお開きください。

第66号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について。

笠松町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

次に、42ページをお開きください。

第67号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年笠松町条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

第68号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月5日提出。

第69号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約を次のとおり変更するものとする。平成28年12月5日提出。

第70号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、岐阜羽島衛生施設組合規約を次のとおり変更するものとする。平成28年12月5日提出。

第71号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度笠松町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9,947万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,999万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成28年12月5日提出。

次に、66ページをお開きください。

第72号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,999万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,186万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月5日提出。

次に、72ページをお開きください。

第73号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,963万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月5日提出。

次に、75ページをお開きください。

第74号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,888万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月5日提出。

次に、78ページをお開きください。

第75号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,161万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月5日提出。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、提案説明をさせていただきます。

まず、本日提出をさせていただきました案件は、専決処分の承認が1件と羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例ほか7件の条例案件、計8件であります。そして、羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議が1件、岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議が1件、平成28年度笠松町一般会計補正予算ほか4件の補正予算、計5件、以上16件であります。

この詳細につきましては、副町長より以下説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げます。

まず、第60号議案 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

平成28年11月28日に専決させていただきました平成28年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）であります。

補正額は130万円でありました。

専決処分させていただきましたのは、11月25日開催の全員協議会で御説明させていただきましたように、平成28年9月5日に発生しました八幡町魂生大明神奉賛会が管理されています保護樹、イチョウの木であります。この枝の落下事故に関し、樹木の剪定費用や事故の損害賠償費用を町の要綱の規定に基づき、管理団体に助成するため予算措置させていただいたものであります。

今回事故が起きた保護樹は、推定樹齢が250年の木で老朽化が進んでおりまして、事故発生後も同様の落下事故が起こる可能性があったことから、樹木の剪定等の安全対策について管理団体と協議、調整を行い、10月14、15日に大規模な剪定を実施させていただきました。

また、平成28年11月27日に魂生大明神奉賛会と被害に遭われた方との示談交渉により、損害賠償額が確定し、早急に損害賠償費用を支払う必要があったことから、剪定費用とあわせて専決処分により予算措置し、管理団体に財政支援を行うこととしたものであります。

内容的には、第9款の教育費、第5項 社会教育費、1目 社会教育総務費で天然記念物等維持管理補助金を130万円増額させていただきました。その内容は、この剪定関連費用が59万9,400円、そして相手方の被害者の修理費用が69万9,764円でありました。財源につきましては、財政調整基金を充てさせていただきました。以上が専決の内容でございます。

6ページの第61号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例についてであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部が改正され、現在2年とされている認定審査会の委員の任期について、市町村の条例で定めるところにより、2年を超え3年以下の期間で定めることができることとされたことに伴い、この委員の定数、そして任期に関し新しく条例を制定し、所定の規定整備を行うものであります。

内容であります。現在、羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約で定めている委員の定数、20人ですが、条例で規定するとともに、審査会委員の任期についてこれまでの2年から3年として規定するものであります。

施行期日は平成29年4月1日であります。

第62号議案 笠松町農業委員会委員の定数を定める条例についてであります。

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員の選出方法がこれまでの選挙と選任による併用制から町議会同意による町長の任命制のみに変更されたことに伴い、同法第8条第2項の規定に基づき、笠松町農業委員会委員の定数について所要の規定整備を行うものであります。

3条建てになっておりまして、新制度においては先ほども申し上げましたが、選任方法が任命制に一本化されることとなりますが、現行の15人体制が職務を行うに当たり適正な人員であると判断し、新体制においても農業委員の定数を15人とするものであります。

今回の改正に伴い、今後の選出の事務の流れとしましては、まず委員の推薦・公募を1カ月程度実施しまして、その情報をホームページ等で公表することになります。その後、推薦・公募の結果を尊重して選任議案を作成し、議会に御提案することになります。そして、町議会の同意を経て、町長が任命するという流れになります。

今後の事務の予定としては、現在の農業委員の任期が平成29年7月31日まででありますので、平成29年3月から公募を行い、その結果を取りまとめ、6月定例会に選任議案を提案する予定であります。議会の同意を得られましたら委員を任命し、8月1日から新体制に移行するものであります。

なお、公募終了時に定員に満たない場合は、定数を満たすまで再募集することになり、反対に定員を上回るようになった場合には、仮称ではありますが、委員候補者評価委員会等を組織して選考する形とする予定であります。

また、今回の法改正により、委員の過半数は認定農業者とする要件が追加されるとともに、委員とは別に現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員の設置が義務づけられましたが、どちらも農地面積が200ヘクタール以上の場合に義務づけられるものであるため、当町では農地台帳面積が187ヘクタールであり、導入しないものであります。

附則第3項関係で、現行の公選制に基づく笠松町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日に在任する笠松町農業委員会の委員の任期満了の日の翌日、つまり平成29年8月1日からであります。

次、8ページから9ページにわたっていますが、第63号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成28年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

条例第5条第2項で期末手当の支給割合の改正を行います。

まず、第1条関係で、こちらは平成28年12月1日適用であります。12月の期末手当の支給割合を2.175から2.275の0.1カ月増とします。この増分は、差額支給ということになります。今のところ、12月26日が支給予定日であります。

それから、第2条関係であります。先ほどの第1条の0.1カ月分の改正増分を、こちらは平成29年4月1日適用ということで、6月と12月に先ほどの0.1カ月分を0.05ずつ等分するという改正を行います。

施行期日は公布の日で、ただし第2条の規定は平成29年4月1日の適用となります。

以上が第63号議案であります。

第64号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてあります。

平成28年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、特別職の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

内容は、第63号議案と全く同様でございますので、説明は省略させていただきます。

施行期日も公布の日で、ただし第2条の規定は平成29年4月1日であります。

続きまして、第65号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてあります。

こちら、平成28年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず、第1条関係で、こちらは平成28年4月1日まで遡及適用されるものでありまして、給料表の増額改定を行います。

行政職給料表では0.21%、医療職給料表改定率では0.26%、それから勤勉手当の12月の支給割合を0.1カ月分増額いたします。勤勉手当が現在0.8月から0.9月となります。

それから、第2条と附則関係で、こちらは平成29年4月1日適用となりますが、先ほどと同じように、勤勉手当の6月と12月の支給割合を均等にする改定を行います。現在、6月0.8月と12月0.9月を0.85月ずつに改正するものであります。

それからもう一つは、扶養手当の見直しを行います。こちらは2種類ございまして、平成29

年度と30年度で段階的な改正となります。

まず、配偶者に係る手当額、現在1万3,000円ありますが、こちらを父母等のその他扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額するという改正であります。現在1万3,000円ありますが、平成29年度は1万円、平成30年度は6,500円と改定します。そして、子に係る手当額を6,500円から1万円に引き上げます。現行、6,500円を平成29年度は8,000円、平成30年度は1万円と改正いたします。

施行期日は公布の日で、ただし第2条の規定は平成29年4月1日となります。

続きまして、26ページから41ページにわたっております。

第66号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

こちらは地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、法人町民税の税率の引き下げ、それから軽自動車税の環境性能割の導入、グリーン化特例の延長、町民税の医療費控除の特例の創設など所要の規定整備を行うものであります。

議案資料を見ていただいたほうがわかるかと思いますが、まず資料の23ページで、法人町民税関係ですが、第33条の2で、法人税割の税率の引き下げを行います。こちらは、地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差を縮小することを目的に、地方法人税の税率を引き上げて地方交付税の原資とすることに伴い、法人町民税の法人税割の税率を現行の9.7%から6%に引き下げるものであります。

こちらは平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

それから、軽自動車税関係ですが、軽自動車税に環境性能割を創設します。平成31年9月末で自動車取得税が廃止されることに伴い、同年10月から軽自動車税に新たに環境性能割を創設し、従来の軽自動車税を種別割とするものであります。

なお、この環境性能割については、当分の間、県が賦課徴収事務を行い、全額が町に振り込まれることとなりますが、この徴収取り扱い費として環境性能割の5%相当分を町から県に交付することとなるものであります。

環境性能割の課税標準額及び税率であります。課税標準は自動車の取得価格で免税点は50万円あります。区分は乗用車とトラック等に分かれ、税率は自家用と営業用に分かれますが、この燃費の達成率に応じ、非課税から2%までその燃費の達成率に応じて課税されることになります。

こちらは平成31年10月1日から適用されます。

それから、附則の第15条、資料の27ページですが、軽自動車税のグリーン化特例、軽課税率の延長を行います。平成28年度限りとしていましたグリーン化特例を、平成28年度中に取得したのものについては1年間延長するものであります。平成29年度課税分のみ適用となります。

続きまして、町民税関係で、資料の28ページになりますが、附則の第5条関係で、医療費控

除の特例として、スイッチO T C薬控除が創設されます。セルフメディケーション、つまり自主服薬の推進のため、医療費控除の特例として医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチO T C薬の購入費用のうち、1万2,000円を超える額を総所得金額等から控除できることとするものであります。

なお、この特例は従来の医療費控除と同時に適用することができず、また特定健診、予防接種、定期健診等健康の維持増進及び疾病予防に係る一定の取り組みを行っていることが要件で、特例控除額は8万8,000円を限度とするものであります。

平成30年度課税分から適用となります。

それから、附則第19条の4であります。特例適用利子等所得または特例適用配当等所得の分離課税であります。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等または特例適用配当等に係る所得を申告分離課税とし、税率を100分の3とするものであります。

それから、第19条の関係ですが、こちらは延滞金の関係であります。

延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しでありまして、申告した後に減額更正がされ、その後さらに更正修正申告等により税額が増額となった場合における延滞金の計算期間について、平成26年12月の最高裁判所判決を踏まえ、減額更正後の増額更正等により税額が増額となった場合は当該増額更正までの期間については延滞税を課さないこととするなど、延滞金の除算期間等の見直しを行うものであります。

この条例の施行期日は平成29年1月1日であります。

続きまして、42ページの第67号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは学校教育法の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として設けられたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に関し、所要の規定整備を行うものであります。

第11条第3項第4号関係で、放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するものであります。

施行期日は公布の日からであります。

続いて、第68号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

所得税法等の一部を改正する法律により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正され、国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置が講じられたことに伴い、こちらの国民健康保険税の課税の特例に関し、所要の規定整備を行うものであります。

附則第10項、第11項関係で、今回の法改正により、住民税の課税の特例として特例適用利子

等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり総所得金額に含めることとするものであります。

施行期日は平成29年1月1日からであります。

第69号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてであります。

羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定に伴い、委員定数の規定を削除する規定整備を行うため、地方自治法第252条第7項第2項の規約変更の協議について、同法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

これまでこの規約で定めていた委員の定数20人を、先ほど条例を新規で提案させていただきましたので、そこで規定することに伴い、規約からこの条項を削除するものであります。

平成29年4月1日が施行期日であります。

第70号議案 岐阜羽島衛生施設組合理約の変更に関する協議についてであります。

岐阜羽島衛生施設組合の副管理者の定数を3人から4人に変更することに伴い、組合理約の所要の規定整備を行うため、地方自治法第286条第1項の規約変更の協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、第6条関係、議員の選挙方法であります。組合議会の9人の議員について、現在は管理者、副管理者となった市町の長以外の市町の長が1人組合議員となることになっていました。今回の改正により、岐阜市にあっては議会の議長、衛生担当常任委員長、そして市長が指名した職員（副市長）の3人。岐阜市以外の市町にあっては、議会の議長、市町の長が指名した職員（副市長または副町長）、この各2名が組合議員となることとするものであります。

第8条関係、こちらは執行機関の組織及び選任方法であります。組合の副管理者を3人から4人に変更し、4人のうち3人の副管理者は管理者となった関係市町の長以外の関係市町の長とし、1人は管理者の属する市町の副市長または副町長とするものであります。

これらの改正により、各市町の長は管理者または副管理者のいずれかに就任することになります。また、関係市町の副市長または副町長全員が副管理者または組合議員に就任することとなるものであります。

施行期日は、岐阜県知事の許可があった日からであります。

第71号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正額は9億9,947万1,000円となりました。

まず、今回の補正では、平成28年の人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費の増額補正を行うものであります。給与改定等の内容については、条例改正の議案において御説明しました

ので省略いたしますが、一般会計に係る人件費としては612万3,000円の増額、特別会計を含めた全体では746万6,000円の増額となります。

なお、水道事業会計の人件費については、本年度の職員異動と今回の給与改定を含めて減額の254万2,000円が見込まれますが、一般会計からの繰り入れを行っていない独立した企業会計であることから、今回の補正予算は提出しておりません。

順次、それでは人件費以外の補正内容を御説明申し上げます。

歳出のほうから御説明申し上げます。

58ページからになります。

まず、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 町民バス運行費ですが、こちらは町民バスのクラッチ、ブレーキ等の修繕がふえたことにより、今後の修繕費用等に不足が生ずる見込みであるため、消耗品費、修繕料をそれぞれ増額させていただきます。

そして、同じく第8目 諸費であります。こちらは米野町内会から平成28年10月31日付で要望のありました地区集会所の改修工事に対し助成するため、地区集会所改修補助金を19万円増額させていただきます。米野会館の雨どいとか床下の補強工事等であります。2分の1の助成であります。

59ページ、第2項 企画費、第1目 企画総務費ですが、こちらは平成29年度から実施する統一的な基準による地方公会計に向け公会計システムを導入することに伴い、委託料を78万9,000円、使用料及び賃借料を5万4,000円増額させていただきます。

内訳は記載のとおりでありまして、公会計システム使用料につきましては、2月と3月の2カ月分の使用料であります。

60ページ、第5項 選挙費、第4目 岐阜県知事選挙費であります。こちらは1月12日告示で、29日投開票の岐阜県知事選挙のものでありまして、公営ポスター掲示場の設置については、掲示板の強度等を考慮し、現在の再生紙からアルミ製に変更することに伴い、9万7,000円増額させていただきます。ポスターの掲示場数は25カ所であります。

それから、期日前投票事務について、今度の岐阜県知事選挙からバーコードを利用した名簿対照事務に切りかえまして、事務の効率化を図ることに伴い、総合行政情報システムの期日前投票システム使用料を1万1,000円増額させていただきます。

それから、期日前投票システム導入に伴うバーコードタッチスキャナーの購入、そして古くなった投票用紙自動交付機3台の買いかえに伴い、備品購入費を73万3,000円増額させていただきます。財源につきましては、若干の一財を充てますが、ほとんど県支出金を予定しております。

それから、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費であります。介護従事者の身体的負担や業務の効率化を目的とした介護ロボットの普及促進のため、国の平成28

年度地域介護・福祉空間整備推進交付金、平成27年度補正の予算繰越分ではありますが、こちらにおける介護ロボット等導入支援事業特別交付金を活用しまして、導入希望事業者に助成するため負担金補助及び交付金を144万4,000円増額させていただきます。財源は全て国庫補助金であります。このいわゆるベッド見守りシステム導入希望業者の内訳であります、リバーサイド笠松園と松波老人保健施設であります。

第4目の障害福祉費のほうで、障害者自立支援給付事業の就労移行支援、それから就労継続支援A型、B型等の利用者が増加しましたことに伴い、扶助費を2,619万4,000円増額させていただきました。こちらの財源は国庫が2分の1、県費が4分の1となっております。

それから、第5目の福祉医療費の関係ですが、こちらは乳児医療費の支給件数及び給付費の増に伴い、審査手数料、扶助費をそれぞれ増額させていただきました。財源は、県費が2分の1であります。同じように父子家庭医療費、重度心身障害者医療費のほうも増額させていただいております。

それから61ページ、第9目の臨時福祉給付金給付事業費ではありますが、こちらは国の未来への投資を実現する経済対策に臨時福祉給付金が盛り込まれ、低所得者への消費税率の引き上げの影響緩和対策として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給することに伴い、負担金補助及び交付金等の諸費用を6,045万5,000円増額させていただきます。

内訳はごらんのとおりでありまして、今回は1人1万5,000円で、対象者数を3,700人と見込んでおります。事業費と事務費をそれぞれ計上させていただいております。

それから62ページ、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費ではありますが、こちらは社会保障・税番号制度においてマイナンバーを利用することが法定化されています予防接種の実施等に関して、平成29年7月から運用予定の情報提供ネットワークによる情報連携の開始に当たり、健康管理システムの改修を行うため、情報センター委託料を33万1,000円増額させていただきました。

それから第3目の健康増進事業費ですが、6月に実施しました健康診査申し込み調査により、がん検診等受診者が増加する見込みのため、健康診査委託料を500万円増額させていただきました。あわせて情報センター委託料も9万9,000円増額させていただいております。

それから第4目の地域医療対策費ですが、こちらは救急告示病院運営補助金に係る国の補助基準額が変更されたことに伴い、町の財政負担が非常に大きくなることから、補助額の見直しや救急告示病院を利用する近隣市町と協議を行い、補助額を8,381万円から3,000万円に減額することに伴い、この不用額を5,381万円減額するものであります。

なお、国の補助基準額の変更により、町の補助額の8割に、さらに財政力補正を適用した額が国から補助されることとなり、近隣市町からは患者数の過去の実績の割合に応じて積算した額を笠松町に負担していただけることとなったものであります。

財源では、地方交付税で7,646万6,000円減額であります。笠松町の実質の負担額の615万6,000円を差し引いた額の7,031万円が財源内訳として上がっております。

その他は分担金及び負担金でありまして、こちらは羽島市と岐南町から救急告示病院運営費負担金として1,650万円をいただく予定であります。羽島市が600万円、岐南町が1,050万円であります。

それから63ページ、第7款 土木費、第3項 河川費、第2目 河川新設改良費ですが、こちらは当初国の補助金が当初予算より少なく内示されました。そして、さらに2次補正で採択されましたので補正させていただくもので、下羽栗雨水幹線整備工事に関し、分割発注によることになり工事単価、経費の割り増し及び人件費、資材の高騰に対応することに伴いまして、工事請負費を1,081万5,000円増額させていただきます。

なお、財源のところで、国庫補助金と町債をそれぞれ2次補正後の事業計画に合わせ増減させていただきます。

それから第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費であります。こちらは下水道事業特別会計の前年度繰越金の精算等の補正に伴いまして、一般会計からの繰出額を1,499万4,000円減額させていただきます。

第2目 公園費であります。こちらはサイクリングロード整備事業に係る社会資本整備総合交付金の追加交付に伴い、国道周辺及び河川環境楽園周辺のルート整備を前倒しして実施するため、まだ設計が済んでいない河川環境楽園周辺350メートルについて設計業務を実施することに伴いまして、設計業務委託料を324万円、あわせて工事請負費の不用額を324万円減額させていただきます。この追加した分は繰越明許させていただきます。なお、こちらの事業形態に合わせまして国庫と町債を整理させていただきます。

64ページの第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費であります。

幼稚園就園奨励事業において低所得者層、多子世帯、ひとり親世帯の増に伴い予算に不足が生ずる見込みのため、幼稚園就園奨励費補助金を64万2,000円増額させていただきます。財源であります。調整率の0.76がかかりますが一応3分の1国庫補助となっております。

それから額的には少ないのですが、こちらは児童の登下校時に笠松駅ロータリー前の横断歩道に交通整理員を配置して、児童の安全対策に取り組んでおりますが、笠松小学校から9月中は午後4時30分から午後6時30分までの配置としているところを1時間延長して、午後3時30分からとしてほしい旨の要望があったことを受け、児童の下校時における安全対策を強化したことに伴い、予算に不足が生ずるため安全業務委託料を2万6,000円増額させていただきます。

それから、第2項の小学校費、第1目 学校管理費ですが、こちらは平成29年度の松枝小学校、下羽栗小学校の児童数が増加する見込みでありますので、備品購入費を増額させていただきます。

第2目 教育振興費ですが、こちらは特別支援教育就学奨励費の対象児童の増及び国の費用単価が12月から変更となることに伴い、扶助費を13万9,000円増額させていただいております。

それから、第4項 学校給食センター費、第1目 学校給食センター総務費であります。学校給食センターの建設に関し、国の学校施設環境改善交付金の交付対象となったことに伴いまして、建設事業を本年度中に着手する必要があるため、監理委託料を664万9,000円、建設工事費、電気設備工事、機械設備工事に係る工事請負費を7億3,877万4,000円、そして厨房機器購入に係る備品購入費を2億785万9,000円増額させていただくものであります。

こちらは繰越明許となります。財源は国庫が8,895万1,000円、そして町債が8億220万円となります。

それから第5項 社会教育費、第2目 公民館費であります。こちらは中央公民館図書室の入り口について、閉鎖的な雰囲気を改善するとともに、バリアフリー化も含め利用者の利便性の向上を図るため、入り口のドアをスライドドアに改修することに伴いまして、それぞれ増額させていただいております。

それから第10款の第1項 公債費の第1目 元金と利子であります。こちらは平成28年4月1日付の借入利率の見直し6件が行われたことにより、長期債の元金償還が増額になったことに伴い、償還金利子及び割引料を増額させていただきます。反対に、利子のほうはこの借りがえのほうで減額となっております。それと借入分の利率が決定しましたので、減額となっております。

歳入につきましては、歳出のほうでほとんど説明しましたので、省略をさせていただきます。

52ページのほうに、先ほど申し上げました第2表のほうで繰越明許費として、排水路改良事業とサイクリングロード整備事業、それから給食センター建設事業が掲載してあります。

53ページの第3表の地方債補正も歳出で触れましたように、今回の補正に合わせ、それぞれ増減させていただいております。

以上が一般会計補正予算であります。

○議長（岡田文雄君） ありがとうございます。

途中ですが、11時25分まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

議案説明の続きを行います。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続き残りの議案を御説明申し上げます。

66ページの第72号議案からであります。

平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでありまして、補正額は4,999万6,000円であります。

まず、歳出のほうで70ページからになっておりますが、こちらの会計のほうも給与改定等に伴い、人件費を56万3,000円増額させていただきます。

そのほか、一般被保険者高額療養費等の不足が見込まれる保険給付費を2,575万9,000円増額させていただきます。

また、前年度分の国庫負担金等の精算に伴い、返還金を2,475万3,000円増額させていただきます。

そのほか、10月1日に施行された被用者保険の適用拡大に伴い、金額が変更された後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金について所要の補正を行わせていただきます。

歳入につきましては、人件費の増に伴い、一般会計繰入金を56万3,000円増額するほか、6月定例会で予算計上しました国民健康保険の都道府県化に伴う情報連携に必要なシステム改修費用に対する国庫補助金の交付決定額を43万7,000円予算計上させていただいております。

そのほか、今回の増額補正の財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を4,899万6,000円増額させていただきました。

以上が国保の補正であります。

続きまして、第73号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は18万2,000円の減額補正であります。

歳出のほうですが、社会保障・税番号制度の運用テストを予定しておりましたが、岐阜県後期高齢者医療広域連合での対応となったことに伴い、当町で予算措置していた情報センター委託料が不用となったため、18万2,000円を減額させていただきます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を同額減額させていただきます。

第74号議案ですが、平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正額は37万7,000円の増額補正であります。

歳出から御説明申し上げますが、こちらの会計でも給与改定等に伴い、人件費を7万7,000円増額するほか、過年度分介護保険料の減額に伴い、保険料還付金を30万円増額させていただきます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を37万7,000円増額させていただきます。

最後に、第75号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正額は52万8,000円の増額補正であります。

歳出でございますが、こちらにも給与改定等に伴い、人件費を52万8,000円増額させていただ

きます。

歳入につきましては、前年度繰越金を全額計上し、今回の増額補正の財源に充てることに伴い、前年度繰越金を1,552万2,000円増額し、それから一般会計からの繰入金を1,499万4,000円減額させていただきました。

以上で今回の提案議案の全てを説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。明12月6日から12月13日までの8日間は議案精読のため休会とし、12月14日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月6日から12月13日までの8日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

散会 午前11時32分

